

○中能登町移住促進協力事業者任命要領

(目的)

第1条 この要領は、中能登町への移住促進と町内事業者の人材確保の推進を図るため、町内に事業所を有し、移住促進に協力する事業者を中能登町移住促進協力事業者（以下「協力事業者」という。）として任命し、官民一体となって移住促進及び町内事業者の人材確保の推進に係る事業を実施することを目的とする。

(協力事業者の役割)

第2条 協力事業者は、中能登町が実施する移住支援情報について、事業所の窓口やホームページにおいて広く周知するものとする。

2 協力事業者は、次の各号に掲げる情報について町に提供し、町は提供された情報を審査し、情報発信することが適正と判断した場合には、町ホームページに掲載するなどして広く周知すると共に、移住相談がある場合には移住希望者に提供する。

(1) 企業情報

(2) 人材確保に関連する情報

(3) 移住促進に関連し提供することが可能な情報

3 協力事業者は、町に提供した情報に変更がある場合には、速やかに町に連絡し最新情報を提供するものとする。

(任命申請)

第3条 協力事業者の任命を受けようとする事業者は、中能登町移住促進協力事業者任命申請書（様式第1号）を町に提出するものとする。

2 町は、申請があった場合には、事業内容等を審査したうえで、協力事業者としてふさわしいと判断した場合には、これを承認し申請のあった協力事業者に通知すると共に任命書（様式第2号）を発行する。

(任期及び解除等)

第4条 協力事業者の任期は、任命の日から任命の解除の日又は本要領が廃止された日までとする。ただし、次の各号に該当するときは協力事業者の任命を解除することができる。

- (1) 協力事業者からの解除の申し出があったとき
- (2) 任命後、協力事業者としてふさわしくない事業者であることが判明したとき
- (3) 次条に規定する事項に違反する等、協力事業者としてふさわしくない行為があったとき

2 町は、前項の規定により任命を解除したときは、当該協力事業者に通知するものとする。

(協力事業者の責務)

第5条 協力事業者は、移住促進に関する協力活動を行う際に知り得た秘密や個人情報について、第3者に漏らしてはならない。

2 協力事業者は、その名称を使って、又はその活動上知り得た情報等を利用して、販売活動など協力活動以外のことを行ってはならない。

(報酬等の不支給)

第6条 町は、協力事業者に対して報酬及び旅費等の支給は行わない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、中能登町移住促進協力事業者に関して必要な事項は別に定める。